

令和4年 教育委員会

第14回 定例会 議事日程

令和4年8月23日（火）

第1 議 案

【 指導課 】

- (1) 令和5年度使用 特別支援学級教科用図書採択
- (2) 令和5年度使用 千代田区立中等教育学校（後期課程）教科用図書採択
- (3) 令和5年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択
- (4) 令和5年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択
- (5) 幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2 報 告

【 子ども総務課 】

- (1) 職員の定年引上げ等に伴う3定条例改正案件及びその対応について
- (2) 令和4年度補正予算案一般会計第1号について

【 子ども支援課 】

- (1) インターネットを通じた口座振替受付サービスの開始について
- (2) 「ぴったりサービス」を用いたオンライン申請の受付開始について
- (3) 区立保育園・こども園・幼稚園における園内業務支援システムの構築及び運用保守業務プロポーザルの内定者選定結果等について

【 児童・家庭支援センター 】

- (1) 警視庁との協定締結について

【 指導課 】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（7月）

第3 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（9月5日号）

令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書採択

令和5年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（小学校）

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	リーブル	あっちゃんあがつくたべものあいうえお
国語	東京書籍	文部科学省著作教科書 こくご☆☆☆
国語	同成社	ゆっくり学ぶこのための「こくご」③
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「国語」④
国語	学研プラス	レインボーことば絵じてん
国語	日本教育研究出版	ひとりだちするための国語
国語	リーブル	しりとりしましょ！たべものあいうえお
国語	ポプラ社	どうぶついろいろかくれんぼ
国語	東京書籍	文部科学省著作教科書 こくご☆
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門1
書写	PHP 研究所	高嶋式 子どもの字がうまくなる 練習ノート
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク①基本漢字あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク②あわせ漢字あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク④漢字の音あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク⑤形声文字あそび
書写	学研プラス	小学全漢字おぼえるカード
書写	ブロンズ新社	らくがき絵本あ・い・う・え・お
書写	くもん出版	くもん式のひらがなカード
算数	むぎ書房	わかるさんすう1
算数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう1 らくらく算数ブック1
算数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう2 らくらく算数ブック2

算 数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう 3 らくらく算数ブック 3
算 数	学研プラス	さわって学べる算数図鑑
算 数	日本教育研究出版	ひとりだちするための算数
算 数	絵本館	五味太郎の絵本⑨ いろ
算 数	絵本館	五味太郎の絵本⑩ かたち
算 数	福音館書店	おおきい ちいさい
算 数	こぐま社	おんなじ おんなじ
算 数	ポプラ社	絵本・いつでもいっしょ 2 どうぶつなんびき？
算 数	偕成社	文字と数の本 1・2・3 どうぶつえんへ
生 活	ひかりのくに	202シリーズ たべもの202
生 活	講談社	親子で楽しんで驚くほど身につく！ こども せいかつ百科
生 活	ひかりのくに	こどものずかん Mio11 やさい・くだもの
生 活	ナツメ社	子どもの生きる力を育てる せいかつの絵じてん
生 活	ひかりのくに	マナーやルールがどんどんわかる！ 新装改訂版 みちかなマーク
生 活	平凡社	新版 はじめまして にほんちず
生 活	講談社	米村でんじろうの DVD でわかるおもしろい実験！！
生 活	ひかりのくに	こどものずかん Mio12 きせつとしぜん
生 活	開隆堂出版	職業・家庭たのしい職業科 わたしの夢につながる
生 活	平凡社	新版 はじめまして せかいちず
生 活	草思社	みんなのためのルールブック あたりまえだけど、とても大切なこと
生 活	偕成社	子どものマナー図鑑⑤ 12か月・行事のマナー
音 楽	こぐま社	いっぱいうたって！たのしいうたの絵本
音 楽	成美堂出版	DVD でひける！はじめてのピアノ絵本②たのしい ピアノのうた
音 楽	汐文社	和楽器にチャレンジ1 和太鼓を打ってみよう
音 楽	くもん出版	CD付 楽器カード

音 楽	ドレミ楽譜	保育名歌 こどものうた100選
音 楽	偕成社	10人+1人の絵本作家オリジナルソング集 うたのパレット
図 工	岩崎書店	あそびの絵本7 クレヨンあそび
図 工	岩崎書店	あそびの絵本17 えのぐのあそび
図 工	さ・え・ら書房	たのしいこうさくきょうしつ1
図 工	さ・え・ら書房	小学校のたのしい工作教室2
図 工	福音館書店	Do! 図鑑シリーズ 工作図鑑
図 工	国土社	たのしい図画工作9 うごくおもちゃ
保 健	童心社	かこさとし からだの本2 たべもののたび
保 健	ひかりのくに	こどものずかん Mio⑨ ひとのからだ
保 健	偕成社	子どもの健康を考える絵本④ からだがすきなたべものなあに？
保 健	合同出版	[改訂新版] イラスト版 からだのつかい方・と とのえ方 子どもとマスターする45の操体法
保 健	偕成社	子供の生活(6) じょうぶなからだになれるよ!
保 健	三省堂	こども からだのしくみ絵じてん 小型版
道 徳	学校図書	当該学年の検定教科書

道徳は通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

令和5年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（中学校）

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種 目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国 語	東京書籍	文部科学省著作教科書 国語☆☆☆☆☆
国 語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編②改訂版(ひらがなの読み書き)
国 語	日本教育研究出版	ひとりだちするための国語
書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク③ 部首あそび

書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク① 基本漢字あそび
書 写	成美堂出版	書き込み式ボールペン字実用練習帳
社 会	学研プラス	読んで見て楽しむ 日本地図帳 増補改訂版
社 会	弘文堂	こども六法
社 会	日本教育研究出版	ひとりだちするための社会
数 学	教育出版図書	文部科学省著作教科書 数学 ☆☆☆☆☆
数 学	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」① (量概念の基礎、比較、なかま集め)
数 学	学研プラス	さわって学べる算数図鑑
理 科	小学館	小学館の図鑑 NEO+ぷらす くらべる図鑑 新版
理 科	小学館	小学館の子ども図鑑 プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶ ふしぎの図鑑
理 科	東洋館出版社	くらしに役立つ理科
音 楽	教育芸術社	6訂版歌はともだち
音 楽	アリス館	シリーズ音楽はともだち2 日本の音 日本の音楽
音 楽	東京書籍	文部科学省著作教科書 音楽 ☆☆☆☆☆
美 術	東京書店	やさしくおれるたのしいおりがみ
美 術	日本文芸社	かんたん、ふしぎ。切り紙ブック
美 術	メイツ出版	楽しみながら才能を伸ばす！小学生の絵画とっておきレッスン 改訂版
保健体育	国土社	保健室で見る本① からだをまもろう、動かそう
保健体育	合同出版	イラスト版からだのしくみとケア 子どもとマスターする 58 のからだの知識
保健体育	東洋館出版社	くらしに役立つ保健体育
職業・家庭	文化出版局	はじめてのキッチン 小学生からおとなまで。
職業・家庭	東洋館出版社	くらしに役立つ家庭
職業・家庭	日本教育研究出版	ひとりだちするための進路学習 あしたへのステップ
英 語	くもん出版	CD付き英語カード あいさつと話しことば編
英 語	創英社	New ABC of ENGLISH 会話編 (新装改訂新版)

英 語	成美堂出版	CD 付き楽しく歌える英語のうた
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと ⑪ 友だち関係 ～考え方のちがい～
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと (2) 友だち関係 (自分と仲良く)
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと (6) 友だち 関係 (気持の伝え方)

令和5年度使用 千代田区立九段中等教育学校後期課程教科用図書採択

教科	科目（種目）	発行者略称	教科書名	使用学年	備考
国語	現代の国語	筑摩	現代の国語	4	替
国語	言語文化	筑摩	言語文化	4	
国語	論理国語	筑摩	論理国語	5	替
国語	古典探究	筑摩	古典探究 古文編／古典探究 漢文編	5	替
国語	国語総合	明治	新精選国語総合 現代文編／ 新精選国語総合 古典編	6	替※
国語	国語表現	東書	国語表現	6	
国語	現代文B	筑摩	現代文B 改訂版	6	
国語	古典A	東書	古典A	6	
国語	古典B	筑摩	古典B 古文編 改訂版／ 古典B 漢文編 改訂版	6	
地理歴史	地理総合	帝国	高等学校 新地理総合	4	
地理歴史	歴史総合	山川	現代の歴史総合 みる・読みとく・考 える	4	
地理歴史	日本史探究	山川	詳細日本史	5	替
地理歴史	世界史探究	帝国	詳細世界史探究	5	替
地理歴史	地図	帝国	新詳高等地図	4	
地理歴史	世界史B	山川	詳説世界史 改訂版	6	
地理歴史	日本史B	山川	詳説日本史 改訂版	6	
地理歴史	地理B	帝国	新詳地理B	6	
地理歴史	地図	帝国	新詳高等地図	6	
公民	公共	第一	高等学校 公共	5	替
公民	倫理	実教	高校倫理 新訂版	6	
公民	政治・経済	第一	高等学校 改訂版 政治・経済	6	
数学	数学 I	数研	数学 I	4	

令和5年度使用 千代田区立九段中等教育学校後期課程教科用図書採択

教科	科目(種目)	発行者略称	教科書名	使用学年	備考
数学	数学Ⅱ	数研	数学Ⅱ	4	
数学	数学Ⅱ	数研	数学Ⅱ	5	替
数学	数学Ⅲ	数研	改訂版 数学Ⅲ	6	
数学	数学A	数研	数学A	4	
数学	数学B	数研	数学B	5	替
数学	数学C	数研	数学C	5	替
理科	物理基礎	数研	物理基礎	4	
理科	物理	数研	物理	5	替
理科	化学基礎	実教	化学基礎 academia	4	替
理科	化学	実教	化学 academia	5	替
理科	生物基礎	第一	高等学校 生物基礎	4	
理科	生物	数研	生物	5	替
理科	物理基礎	数研	改訂版 物理基礎	6	
理科	物理	数研	改訂版 物理	6	
理科	化学基礎	数研	改訂版 化学基礎	6	
理科	化学	数研	改訂版 化学	6	
理科	生物基礎	東書	改訂 新編生物基礎	6	
理科	生物	数研	改訂版 生物	6	
理科	地学基礎	実教	地学基礎 新訂版	6	
保健体育	保健体育	大修館	新高等保健体育	4	
保健体育	保健体育	大修館	新高等保健体育	5	替
保健体育	保健体育	大修館	現代高等保健体育改訂版	6	
芸術	音楽Ⅰ	教芸	MOUSA 1	4	
芸術	音楽Ⅰ	教芸	MOUSA 1	6	
芸術	美術Ⅰ	日文	高校生のお美術 1	4	

令和5年度使用 千代田区立九段中等教育学校後期課程教科用図書採択

教科	科目(種目)	発行者略称	教科書名	使用学年	備考
芸術	美術 I	日文	高校生の美術 1	6	
芸術	書道 I	教図	書 I / 書 I プライマリーブック	4	
外国語	英語コミュニケーション I	啓林館	ELEMENT English Communication I	4	
外国語	英語コミュニケーション II	啓林館	ELEMENT English Communication II	5	替
外国語	論理・表現 I	数研	EARTHRISE English Logic and Expression I Advanced	4	替
外国語	論理・表現 II	数研	EARTHRISE English Logic and Expression II Advanced	5	替
外国語	コミュニケーション英語 I	啓林館	Revised ELEMENT English Communication I	6	
外国語	コミュニケーション英語 III	啓林館	Revised ELEMENT English Communication III	6	
外国語	英語表現 I	文英堂	UNICORN English Expression 1	6	
外国語	英語表現 II	文英堂	UNICORN English Expression 2	6	
家庭	家庭基礎	教図	家庭基礎 つながる暮らし 共に創る未来	5	替
家庭	家庭基礎	教図	新 家庭基礎 今を学び 未来を描き 暮らしをつくる	6	
情報	情報 I	東書	新編情報 I	4	
情報	情報の科学	日文	新・情報の科学	6	

替…令和4年度の4、5、6年生が使用しているものから採択替えを行った教科書

※…当該学年が第4学年で使用していた教科書

議案第23号

令和5年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択

種 目	発 行 者	書 名
国 語	光村図書	国語
書 写	光村図書	書写
社 会	東京書籍	新しい社会
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	東京書籍	新しい算数
理 科	東京書籍	新しい理科
生 活	学校図書	みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ
音 楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	開隆堂	図画工作
家 庭	東京書籍	新しい家庭
保 健	光文書院	小学保健
英 語	学校図書	JUNIOR TOTAL ENGLISH
道 徳	学校図書	かがやけみらい 小学校道徳

議案第24号

令和5年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）

教科用図書採択

種目	発行者	書名
国語	光村図書	国語
書写	光村図書	中学書写
社会 (地理的分野)	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社会 (歴史的分野)	東京書籍	新しい社会 歴史
社会 (公民的分野)	東京書籍	新しい社会 公民
地図	帝国書院	中学校社会科地図
数学	大日本図書	数学の世界
理科	東京書籍	新しい科学
音楽 (一般)	教育芸術社	中学生の音楽
音楽 (器楽合奏)	教育芸術社	中学生の器楽
美術	開隆堂	美術
保健体育	東京書籍	新しい保健体育
技術・家庭 (技術分野)	教育図書	New 技術・家庭 技術分野 明日を創造する
技術・家庭 (家庭分野)	開隆堂	技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生
英語	開隆堂	SUNSHINE ENGLISH COURSE
道徳	光村図書	中学道徳 きみがいちばんひかるとき

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 趣 旨

国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、令和5年4月から定年年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

項目（関係条例）	改正内容
（1）定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴う改正 （幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条等）	・「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正。 【参考】 職員の定年等に関する条例において、現行の60歳定年退職者の再任用制度を廃止し、令和13年度の定年引上げ完了まで、経過措置として、現行同様の「暫定再任用制度」を存置することを規定。
（2）60歳に達した職員の給料等 （幼稚園教育職員の給与に関する条例第7条等）	①職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、60歳時の7割水準とする。 ②役職定年で、管理職から降任した職員の給料月額は、降任前時点の7割になるよう差額を支給

3 改正する条例

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」

「幼稚園教育職員の給与に関する条例」

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和5年4月1日

議案第 25 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 4 条第 1 項、第 5 条、第 6 条第 2 項及び第 15 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 3 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（1週間の正規の勤務時間） 第3条（現行に同じ）</p>	<p>（1週間の正規の勤務時間） 第3条（略）</p>
<p>2（現行に同じ）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p>	<p>3 <u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p>
<p>4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、千代田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。</p>	<p>4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、千代田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。</p>
<p>（正規の勤務時間の割振り）</p>	<p>（正規の勤務時間の割振り）</p>
<p>第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>2（現行同じ） （週休日）</p>	<p>2（略） （週休日）</p>
<p>第5条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、</p>	<p>第5条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、</p>

育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第6条（現行に同じ）

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員（第4条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（年次有給休暇）

第15条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。

2～5（現行に同じ）

附則（令和 年 月 日条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行

育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第6条（略）

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第4条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（年次有給休暇）

第15条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。

2～5（略）

する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

議案第 26 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 6 項中「当該職員」を「その者」に改め、同条第 7 項を次のように改める。

7 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
第 7 条の 3 を削る。

第 20 条第 4 項及び第 22 条第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 27 条第 3 項、第 30 条第 3 項、第 31 条第 2 項及び第 32 条の 2 中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第 7 条中「前条」を「第 6 条」に改め、同条を附則第 8 条とし、附則第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（職員の定年の引上げに関する経過措置）

第 7 条 当分の間、職員の給料月額は、その者が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（第 3 項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数がある場合はこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
 - (2) 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職を占める職員
 - (3) 地方公務員法第 28 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同法第 28 条の 6 第 1 項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 3 地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第 5 項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第 1 項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数がある場合はこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第 1 項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。
- 4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第 1 項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。
- 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第 1 項の規定の適用を受ける職員に限り、第 3 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第 1 項の規定によりその者の受ける

給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

6 第3項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 当分の間、第1項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号。以下「給与条例」という。）附則第7条第1項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。

8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項及び第3項の規定による給料月額その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
時間勤務職員		229,400	268,200	291,300	330,300

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後

の条例」という。) 附則第7条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年千代田区条例第34号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする」とする。
- 5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年千代田区条例第34号)第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第4項及び第22条第2号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用

職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項及び第31条第2項の規定を適用する。

8 改正後の条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
（初任給及び昇格昇給等の基準）	（初任給及び昇格昇給等の基準）
第7条（現行に同じ）	第7条（略）
2から5まで（現行に同じ）	2から5まで（略）
6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和35年千代田区条例第2号）第7条の規定に基づき、 <u>その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</u>	6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和35年千代田区条例第2号）第7条の規定に基づき、 <u>当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</u>
7 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の給料月額は、 <u>その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>	7 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「 <u>再任用職員</u> 」という。）の給料月額は、 <u>給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>
8（現行に同じ）	8（略） <u>（再任用短時間勤務職員の給料月額）</u> 第7条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の給料月額は、第7条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
（超過勤務手当）	（超過勤務手当）
第20条（現行に同じ）	第20条（略）
2及び3（現行に同じ）	2及び3（略）
4 育児短時間勤務職員等及び <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「 <u>正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合</u> 」とあるのは、「 <u>100分の100</u> 」とする。	4 育児短時間勤務職員等及び <u>再任用短時間勤務職員</u> が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「 <u>正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合</u> 」とあるのは、「 <u>100分の100</u> 」とする。
5（現行に同じ）	5（略）
（勤務1時間当たりの給与額の算出）	（勤務1時間当たりの給与額の算出）
第22条 第19条第1項、第20条第1項、第3項及	第22条 第19条第1項、第20条第1項、第3項及

び第5項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

(1) (現行に同じ)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数
(期末手当)

第27条 (現行に同じ)

2 (現行に同じ)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4から6まで (現行に同じ)
(勤勉手当)

第30条 (現行に同じ)

2 (現行に同じ)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4から7まで (現行に同じ)
(義務教育等教員特別手当)

第31条 (現行に同じ)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3 (現行に同じ)

(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則 (制定附則)

第1条から第6条まで (現行に同じ)

(職員^の定年の引上げに関する経過措置)

第7条 当分の間、職員^の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（第

び第5項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

(1) (略)

(2) 再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数
(期末手当)

第27条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4から6まで (略)
(勤勉手当)

第30条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4から7まで (略)
(義務教育等教員特別手当)

第31条 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3 (略)

(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則 (制定附則)

第1条から第6条まで (略)

3項において「特定日」という。)以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

(2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び第5項において「異動日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、特定日以後、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第1項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるものとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

6 第3項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 当分の間、第1項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号。以下「給与条例」という。）附則第7条第1項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。

8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項及び第3項の規定による給料月額その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(委任)

第8条 附則第2条から第6条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円

(委任)

第7条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円

前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	169,300	259,700	306,400	344,200
	2	171,400	261,800	308,700	346,800
(中略)					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 229,400	基準給料月額 268,200	基準給料月額 291,300	基準給料月額 330,300
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

備考（現行に同じ。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）
附則第7条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時

用職員以外の職員	1	169,300	259,700	306,400	344,200
	2	171,400	261,800	308,700	346,800
(中略)					
再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

備考(略)

- 間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。
- 5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第4項及び第22条第2号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項及び第31条第2項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。
- 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

職員の定年引上げ等に伴う3定条例改正案件及びその対応について

職員の定年引上げ（地方公務員法改正関係）及び非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和（地方公務員の育児休業等に関する法律改正関係）に伴い、第3回定例会において、12の改正条例が上程される見込みである（案件名及びその概要は、別添1及び別添2のとおり）。

これらの改正条例を上程するに際し、教育委員会への付議スケジュール等は次のとおりである。

1 スケジュール

(1) 8月18日(木) オンライン勉強会（実施済み）

定年引上げ等の制度変更について勉強会の実施（子ども総務課）

(2) 8月23日(火) 教育委員会

①幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び②幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2条例について、教育委員会議決（指導課）

(3) 8月24日(水)以降 立案請求

上記1(2)の2条例について、政策経営部長宛に立案請求（子ども総務課）

(4) 8月第5週又は9月第1週 意見聴取

上記1(2)の2条例に加えて、別添1記載の人事課及び総務課所管の条例うち教育に関する部分を含む改正条例（○記載条例）について、区長部局から意見聴取があるため、当該意見聴取に対する回答（子ども総務課）

なお、教育委員に対する意見聴取は、教育委員会の臨時会を開催せず、書面（電子書面含む。）により行う予定。

(5) 9月6日(火) 3定告示

2 その他

- ・ 今回の条例改正に伴う教育委員会規則の改正は、令和4年12月末までに行う予定。（時期については、人事課と調整）

- ・ 今回の条例改正とは別に次の3規則について9月の教育委員会に付議予定。

(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

- ① 育児参加休暇の取得期間の拡大、② 年次有給休暇に関する規定整備、③ 早出遅出勤務の申請期間の拡大、④ 夏季休暇との再延長

(2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

(3) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

育児休業の取得回数制限の緩和に伴う手当除算期間の見直し

定年引上げに係る改正条例一覧

別添 1

No.	意見聴取 有無	条例名称	主な改正箇所	施行期日	所管課
1	○	職員の定年等に関する条例	別添 2 のとおり。	令和5年4月1日 (附則第3条及び附則第13条の規定は公布の日から)	人事課
2	-	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	第 2 条（職員の派遣）に特例任用された管理職員（勤務延長型または異動可能型（＝特定管理職群））を追加。 ※「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」解散に伴う規定整備。	令和5年4月1日	人事課
3	-	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	第 2 条（職員の派遣）に特例任用された管理職員（勤務延長型または異動可能型（＝特定管理職群））を追加。	令和5年4月1日	人事課
4	○	千代田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	再任用制度（フルタイム・短時間）が廃止され、定年前再任用短時間勤務制の導入されたことにより、第 3 条の報告対象として定年前再任用短時間勤務職員に改める。	令和5年4月1日	人事課
5	○	職員の懲戒に関する条例	給料月額7割措置の適用に伴い、発令時の給料月額と減額時の給料月額が異なることも想定されることとなることにより、原則としては、発令日における減給額を維持することとする一方で、職員の生活保障の観点から、給料月額の変動（減額変動）があった場合においては、減給額の上限は現に受ける給料及び地域手当の合計額の5分の1相当額にとどめることとするための文言追加。	令和5年4月1日	人事課
6	-	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	第 2 条第 3 項中の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に修正（以下、第 3～4 条など複数該当箇所あり）	令和5年4月1日	人事課

No.	意見聴取有無	条例名称	主な改正箇所	施行期日	所管課
7	○	職員の育児休業等に関する条例	第2条（育休不可職員）、第7条（育児短時間勤務不可職員）に特例任用された管理職員（勤務延長型または異動可能型（＝特定管理職群））を追加。第14条（部休不可職員）の「再任用短時間勤務職員等」を修正。	令和5年4月1日	人事課
8	-	職員の給与に関する条例	①給料月額7割措置：職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後、職員の給料月額を7割水準とする。 ②役職定年による降任をされた職員の給料月額：管理職員が、役職定年による降任をされた場合、特定日以後、7割措置後の給料月額に、役職定年調整額を加算した額を給料月額として支給する。 ③定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度：制度の導入に伴い規定整備を行う。	令和5年4月1日 （附則第11項及び附則第12項の規定は公布の日から）	人事課
9	○	職員の退職手当に関する条例	①定年引上げに伴い、特定日以後給料月額7割措置を受ける職員に対し、退職手当の基本額の計算方法の特例（ピーク時特例）を適用する。 ②60歳に達した日以後、自己都合退職等をした者の退職手当の基本額については、当分の間、「定年退職」の支給率（支給月数）を適用する。 ③雇用保険法の改正等に伴う規定整備	令和5年4月1日 （一部の規定は公布の日から）	人事課
10	○	千代田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が導入されたため、非常勤職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関して、第1条で定年前再任用短時間勤務職員を除く旨を定める。	令和5年4月1日	総務課

No.	意見聴取 有無	条例名称	主な改正箇所	施行期日	所管課
11	○	幼稚園教育職員の給与に関する条例	<p>①給料月額7割措置：職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後、職員の給料月額を7割水準とする。</p> <p>②役職定年による降任をされた職員の給料月額：管理職員が、役職定年による降任をされた場合、特定日以後、7割措置後の給料月額に、役職定年調整額を加算した額を給料月額として支給する。</p> <p>③定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度：制度の導入に伴い規定整備を行う。</p>	令和5年4月1日	指導課
12	○	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	第3条第3項中の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に修正(以下、第4～6条など複数該当箇所あり)	令和5年4月1日	指導課

定年引上げ及び新たな人事制度の導入について

1 定年の段階的引上げ

- 平均寿命の伸長や少子高齢化を踏まえ、豊富な知識、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、国家公務員法・地方公務員法が改正され、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられる。
- 現行60歳の定年を令和5年度から1歳ずつ2年ごとに段階的に引き上げて、令和13年度で65歳とする。

定年引上げ開始 → 2年に1歳ずつ引き上げ →

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
生 年 年 度	S37	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
	S38	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
	S39	58歳		60歳		62歳	63歳	64歳	65歳			
	S40	57歳			60歳		63歳	64歳				
	S41	56歳				60歳			64歳	65歳		
	S42	55歳					60歳				65歳	
	S43	54歳						60歳				65歳

① 常勤職員の定年退職
② 暫定再任用として勤務可能
③ 管理職員は役職定年により降任

2 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

- 管理職は、60歳到達以降最初の4月1日までに管理職以外の職に異動（＝課長補佐に降任）
- 千代田区では、管理職ポスト数に対し、管理職員数が不足する現状及び今後数年の見通し等を踏まえ、当面の間、役職定年の例外的取扱いである「特例任用制度」と「暫定再任用の管理職の継続任用」により管理職員数を確保し、組織の安定的な運用を図っていく。

（1）特例任用制度

① 勤務延長型特例任用

職員の職務遂行上の特別な事情がある場合（特別なプロジェクトを継続する必要がある場合等）、職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合（特殊な技能が必要な場合等）に、**もともと就いていた管理職に引き続き留任が可能。**（1年ごとの更新、最長3年）

② 特定管理監督職群の活用

特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似し、年齢構成等の事情により欠員を容易に補充することができない特別な事情がある管理職のグループのこと）**内で留任又は他の管理職への転任等が可能。**（1年ごとの更新、定年退職日まで（最長5年）延長可能）

（2）暫定再任用の管理職の継続任用

現行の60歳定年退職者が希望により65歳まで勤務を継続することができる再任用制度は廃止されるが、令和13年度までの定年延長完了まで、経過措置としての「暫定再任用制度」が存置されることになる。（休暇、給与制度等は現行制度と同様）

暫定再任用の管理職は、役職定年制の適用を受けないため、管理職として引き続き任用することができる。

⇒ 令和5年度から管理職選考の一部において指名制を導入する等し、管理職員数の確保を図る。

特別区人事委員会から示されている特定管理監督職群（案）

No.	職群名	職の内容	想定される職（例）	想定職種
1	幼稚園等の職群	幼稚園長など、資格・免許が必要となる職	幼稚園長、副園長	幼稚園教育職員
2	まちづくりを担う職群	工事、設計等、現場経験並びに専門的な知見が特に必要となる職務分野を掌握する職	土木部、都市整備部の部課長（営繕や学校施設含む）	土木造園建築等
3	地域保健福祉を担う職群	区民の生命維持に関わる職務分野を掌握する職	保健所、福祉部、子ども家庭部、児童相談所の部課長	事務、福祉保健師等
4	地域づくりを担う職群	地域の特性を深く理解し、その特性に応じた判断及び調整が特に求められる職務分野を掌握する職	区民文化部（出張所含む）、産業経済部、危機管理室の部課長	事務
5	区政運営を担う職群	組織横断的な調整を行う等、区政における幅広い視野と経験が特に求められる職務分野を掌握する職	各部の庶務担当課長、企画課長、財政課長、人事課長	事務

3 60歳に達した職員の給料等

- 職員の給料月額は、**国家公務員や民間企業との均衡等を踏まえ**、当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、**60歳時の「7割水準」**

【給料月額の7割措置の対象とならない職員】

- ・現行で65歳が定年の職員（医師、歯科医師）、任期を定めて採用される職員（再任用職員含む。）
 - ・役職定年制の勤務延長型特例任用をされている職員 等
- 60歳以後定年前に退職した者の退職手当は、職員に不利にならないよう、「定年退職」と同様に計算。（例：定年65歳の職員が、61歳の年度末で退職する場合）

4 定年前再任用短時間勤務制度

- **60歳以後定年前に退職した職員**を、本人の希望により、**短時間勤務の職に採用**することを可能とする制度。
（例：定年65歳の職員が、61歳でいったん退職し、週4日勤務となる場合。）
- 任期は、定年退職日に当たる日まで。
- 給与・休暇・勤務時間は、現行の再任用短時間勤務制度と同様。

5 関係職員への情報提供・意思確認

- 60歳以後の職員の勤務形態等が多様になることを踏まえ、当面の間、年度末年齢59歳の職員に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認する必要。

⇒ 令和4年度59歳に達する職員及び役職定年など特に影響が大きい管理職向けの説明会を開催

令和4年度一般会計補正予算案 第1号の概要

一般会計歳入歳出予算の補正（全体）

一般会計補正予算額 387,339 千円

一般会計補正後予算額 69,564,703 千円

一般会計補正予算額（子ども部抜粋） 96,927 千円

【歳出】

1 学校給食（小学校管理費） 9,251 千円

学校給食（中学校管理費） 2,239 千円

学校給食（中等教育学校管理費） 1,277 千円

食材価格の高騰の影響を踏まえ、学校給食に係る保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部を補助するための経費について、追加の予算計上を行う。

2 ベビーシッター利用支援事業 28,000 千円

日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者を対象としたベビーシッター派遣の利用者数等の増加に伴い、ベビーシッター利用料の一部を助成するための経費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

3 子ども発達支援 56,160 千円

（1）障害児通所給付事業 56,160 千円

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの利用者数等の増加に伴い、障害児通所給付費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

【歳入】

1	国庫支出金	<u>28,080</u> 千円
	(1) 障害児施設給付費	28,080 千円
2	都支出金	<u>54,807</u> 千円
	(1) 障害児施設給付費	14,040 千円
	(2) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金	28,000 千円
	(3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	12,767 千円
3	繰越金	<u>14,040</u> 千円

インターネットを通じた口座振替受付サービスの開始について

区は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、特別区民税、介護保険料、そして保育園などの保育料等について、口座振替による収納を行っているが、この登録手続きは、区民が口座振替依頼書を金融機関又は区に提出し、1～2か月の期間を必要としていた。

このため、Web上で口座振替登録ができる「公金収納支援サービス」を導入し、スマートフォンなどでいつでも口座振替の申込みができるよう利便性の向上を進める。

1 Web口座振替受付サービスの導入予定公金

- (1) 国民健康保険料（保険年金課）
- (2) 後期高齢者医療保険料（保険年金課）
- (3) 特別区民税・都民税（税務課）
- (4) 介護保険料（高齢介護課）
- (5) 保育料等（子ども支援課）

※本内容にかかる予算は会計室が一括計上

2 口座振替登録方法

区の総合ホームページから登録サイト（ヤマトシステム開発提供の自治体向けWeb口座振替受付サイト）がリンクされており、そのリンク先のサイトで氏名・生年月日・口座番号等を入力することにより登録

3 開始時期

令和4年10月11日（予定）

4 周知方法

- (1) 広報千代田9月20日号
- (2) 千代田区総合ホームページ（9月20日掲載予定）

「ぴったりサービス」を用いたオンライン申請の受付開始について

1 概要

区民の利便性の向上を図るため、教育・保育給付認定申請及び保育園等の入園・転園の申込みについて、「ぴったりサービス（マイナポータルの機能の一部）」を用いたオンライン申請の受付を開始する。

2 導入による区民へのメリット

- (1) 区役所に来庁することなく、いつでも手続きが可能となる。
- (2) 手書きで書類を作成する手間を省くことができる。
- (3) 入力フォームに沿って入力するだけで、必要な情報を漏れなく申請することができる。

3 利用可能となる手続き

(1) 教育・保育給付認定の申請

保育園や幼稚園等を利用する場合に必要な手続き。1号・2号・3号の3区分に分類される「保育の必要性」と、保育標準時間と保育短時間の2区分に分類される「保育の必要量」について、利用者の居住する区市町村が認定する。

(2) 入園・転園の申込み

認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、区立こども園（長時間保育）、区立幼稚園（長時間）、幼保一体施設内保育園の入園及び転園の申込み手続き。

4 開始時期

令和4年8月15日

5 周知方法

- (1) 広報千代田9月5日号
- (2) 千代田区総合ホームページ（令和4年8月下旬掲載予定）

区立保育園・こども園・幼稚園における園内業務支援システムの構築及び
運用保守業務プロポーザルの内定者選定結果等について

1 業務内容

(1) 概要

区立保育園（4園）・こども園（2園）・幼稚園（6園）において、保護者の利便性を向上させるとともに、職員の事務負担軽減や単純作業の省力化を図り、より保育業務に専念できる環境を整備するため、園内業務支援システムを構築し、その保守運用業務を行う。

(2) 期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

※本事業の実施状況を毎年度区が評価する。評価が高かった受託者については、令和9年12月31日まで継続して契約を締結することがある。

3 内定者の氏名及び住所

日本ソフト開発株式会社 代表取締役社長 蒲生 仙治
滋賀県米原市米原西23番地

4 審査委員（プロポーザル）の構成

教育委員会事務局子ども部長 子ども総務課長 子ども支援課長
政策経営部 IT 推進課長 区立保育園長会代表 区立幼稚園長会代表 学識
経験者

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年9月 契約
10月～ 設計、構築等
令和5年1月～ 運用開始（試行）
4月～ 本格運用

警視庁との協定締結について
(児童虐待対応にかかる情報共有)

1 主な内容

- (1) 児童・家庭支援センターから警視庁に児童虐待事案に関する情報提供等
 - ・ 緊急対応が必要な事案についてはその都度管轄の警察署に連絡
 - ・ 区が受理した虐待事案の情報を月1回、電子メールで情報提供
- (2) 警視庁及び各警察署における対応
 - ・ 区から提供された情報は警視庁から各警察署に共有
 - ・ 各警察署は対応した事案について児童・家庭支援センターに電話で連絡
- (3) 児童虐待防止に向けた普及啓発等の協力等

2 セキュリティの確保について

児童・家庭支援センターから警視庁へのメール送信はLGWANを、警視庁から警察署への情報共有は専用ネットワークを用いることとし、パスワード設定など作業プロセスにおいても情報漏えいが起こらないよう管理を徹底する。

3 期待される効果

警察署において、虐待事案に関する情報を把握することにより、夜間や休日等に通報があった場合等において、より迅速かつ的確な対応が可能となるといった効果が見込まれる。

4 根拠法令等

- ・ 児童福祉法第25条の2
- ・ 市町村子ども家庭支援指針

5 締結予定日

- ・ 令和4年8月30日(火曜日)
- ・ 締結後、プレスリリース予定

はじめ、不登校、白鳥教室の状況(令和4年7月末の報告)

教育委員会資料
令和4年8月23日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		白鳥教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	先月末登録者数
小学校	1年	2		2	1	1			
	2年				4	4			
	3年	3		3	4	5		1	1
	4年	3		3	3	3	1	2	1
	5年		1	1	5	5	1	1	1
	6年	7		7	6	9	1	2	2
中・中等(前期)	1年	1		1	3	3	1	1	1
	2年	2		2	11	11	2	4	3
	3年		1	1	18	20	6	9	9
中等(後期)	4年								
	5年				1	1			
	6年								
計	合計	18	2	20	56	62	12	20	18

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和4年8月23日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
8	23	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
8	24	水				
8	25	木				
8	26	金				
8	27	土				
8	28	日				
8	29	月				
8	30	火				
8	31	水				
9	1	木				
9	2	金				
9	3	土				
9	4	日				
9	5	月				
9	6	火				
9	7	水				
9	8	木				
9	9	金				
9	10	土				
9	11	日				
9	12	月				
9	13	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
9	14	水	10:00~	指導課訪問 九段小学校	九段小学校	
9	15	木				
9	16	金				
9	17	土		運動会 九段祭	富士見小・昌平小 九段中等教育学校	
9	18	日		九段祭	九段中等教育学校	
9	19	月				
9	20	火	10:00~	指導課訪問 麴町小学校	麴町小学校	
9	21	水				
9	22	木				
9	23	金				
9	24	土		運動会	和泉小	
9	25	日				
9	26	月	10:00~	指導課訪問 麴町中学校	麴町中学校	
9	27	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
9	28	水	10:00~	教育委員訪問 神田一橋中学校	神田一橋中学校	教育委員出席
9	29	木				
9	30	金				
10	1	土		運動会	麴町幼・九段小・番町小 お茶の水小・千代田小	
10	2	日				
10	3	月				
10	4	火				

「広報千代田」
9月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 17件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子育て推進課	こども医療証の年度切り替え	こども医療証の年度切り替えのご案内			
2	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」年長から小学生低学年を乗り切るスキル講座	小学校入学により子どもの生活は大きく変わります。スマホは？ゲームは？子どもの困りごとは？等々保護者同士で情報交換し子どもとの良いコミュニケーションを身につけます。第3回にはアンガーマネジメントも学びます	10月18日～11月1日 (毎週火曜日全3回) 10時～12時	西神田児童センター	
3	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	9月30日(金) 10時30分～ 11時30分	あい・ぼーと麹町 (三番町7)	NPO法人 あい・ぼーとステーション
4	学務課	就学時健康診断	令和4年度に入学予定の区内在住就学予定児に対して実施する健康診断	10月20日～11月4日	区立小学校8校	
5	子ども支援課	保育園入園申込みがオンラインでできるようになりました	ぴったりサービスからオンラインで保育園入園申込みを行うことが可能になったことの周知			
6	文化振興課	千代田区伝統文化親子いけばなオンライン教室	子どもたちを対象にした、江戸時代より伝わる花道古流の実技指導のオンライン教室	10月30日～12月4日		古流理恩会
7	文化振興課	共立講堂でプロの弦楽と「第九」！！ちよだ芸術祭「第九合唱団員募集」	プロと「交響曲第9番第4楽章（ベートーヴェン）」を演奏する合唱団員を募集	11月6日～（稽古開始）全15回 令和5年2月26日（本番）	共立講堂 (本番) (一ツ橋2-2-1)	かんだ歌宴
8	文化振興課	オペラ「蝶々夫人」に出演しませんか？	オペラ「蝶々夫人」の下男役を募集	12月7日～8日・18時～	内幸町ホール	オペラ・ディ・東京
9	文化振興課	四番町図書館おはなし会	毎月開催している四町図書館のおはなし会	毎週土曜日11時～	四番町図書館（2階児童室）	四番町図書館

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
10	文化振興課	日本の鉄道150周年 東京の鉄道遺産を語る	鉄道150年の節目に、日本の鉄道の始まりと 鉄道が近代化に与えた影響、東京にある鉄道 遺産の見どころを学ぶ講座	10月5日（水）19時～20時30分	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
11	文化振興課	「千代田区歌」を歌うメンバーを募集～第43 回千代田区コーラスフェスティバル開演セレ モニー～	第43回千代田区コーラスフェスティバルにて 千代田区歌を歌うメンバーを募集	9月3日（土）17日（土）・10月1 日（土）、8（土）、15（土）、22 日（土）17時30分～19時（練習） 10月23日（日）12時（本番）	麹町小学校音楽室（練習）・日経 ホール（本番）	
12	生涯学習・ス ポーツ課	家庭教育学級「親子で楽しく遊びながら学べ るメディア情報リテラシー」	①区内在住・在勤・在学者又は区内在学の児 童の保護者のみ、②親子参加（小学4～6年 生）を対象とし、家庭教育学級の各コースを 実施する	①10月22日（土）14時～16時 ②11月5日（土）14時～16時	九段生涯学習館	九段生涯学習館
13	生涯学習・ス ポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ（文化学 習）プログラム「かんたん本格スイーツクッ キング」	すぼすた会員でない方も参加できる講座を開 催する 優しい甘さの「ハロウィンディアマンクッ キー」を作る	10月13日（木）18時30分～20時30 分	スポーツセンター	九段生涯学習館
14	生涯学習・ス ポーツ課	卓球教室V期	15歳以上の方（中学生除く）を対象とした卓球 教室	10月24日～11月28日の毎週月曜 （11/21を除く全5回） 入門・初心者クラス＝10時～12時 中級者クラス＝13時～15時	スポーツセンター	スポーツセンター
15	生涯学習・ス ポーツ課	第72回柔道大会（個人戦・団体戦）	15歳以上の中学生を除く区内在住・在勤・在 学者を対象に、柔道大会を開催する	10月23日（日）12時～	講道館7F大道場（文京区春日1-16- 30）	千代田区体育協会
16	生涯学習・ス ポーツ課	空手道初心者講習会	小学生以上の区内在住・在勤・在学者を対象 とした空手道講習会	9月28日～10月26日の毎週水曜（全5 回）18時30分～	スポーツセンター	千代田区体育協会
17	生涯学習・ス ポーツ課	水泳講習会（4クール）	15歳以上の区内在住・在勤・在学者（中学生 を除く）を対象とした水泳講習会	10月6日（木）・13日（木）・20日 （木）（全3回）18時45分～20時15 分（初日受け付け18時15分～）	スポーツセンター	千代田区体育協会